

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第41回 平成22年 4月 8日開催 午後6時30分から午後8時45分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、岸川、林、山岸、高山

傍聴者 1名

配布資料 【資料1】第44回区民検討会議運営会次第

【資料2】第41回ワークショップの進め方

【資料3】第41回ワークショップまとめシート

【資料4】第40回ワークショップの各班まとめ

【資料5】第40回ワークショップの全体まとめ

【資料6】検討連絡会議に参加する委員(区民代表委員)の選出について

【資料7】第40回区民検討会議開催概要

【事前送付資料】わたしたちの新宿区議会

【事前送付資料】参考資料「地方自治の仕組み(抜粋)」

1 第44回運営会の報告

第41回区民検討会議(4月8日開催)の進め方について

第40回区民検討会議でのワークショップの各班の状況を互いに報告した。報告を踏まえて意見交換した結果、第41回区民検討会議では、全体討議に進まず、検討項目7「議会の役割の責務」についてワークショップを行うこととした。

会議の進行は、牛山教授のレクチャー、グループワークの順で行い、20時30分から区民代表委員の選出を行うこととする。また、「わたしたちの新宿区議会」を事前配布してもらうよう事務局に依頼した。【報告】

今後の区民検討会議の検討スケジュールについて

当面、以下のように行うこととなった。【報告】

- ・ 第41回区民検討会議の後、臨時運営会を開催し、運営会案を作成する。
- ・ 第42回区民検討会議では、その運営会案をもとに、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」及び検討項目16「税財政」並びに検討項目7「議会の役割と責務」について、全体討議を行う。
- ・ それらが終了後、その他の項目「外国人、暮らし方の多様性、安心安全、環境、平和・人権、教育、子ども」について、検討していく。

臨時運営会の開催について

第40回及び第41回区民検討会議の2回のワークショップで各班から出た意見をもとに、運営会案を作成するために、臨時運営会を開催することとなった。日時は、4月18日(日)、15時から18時。なお、4月8日の運営会は開催しないこととなった。【報告】

2 牛山教授レクチャー

牛山教授より「議会の役割と責務」についてのレクチャーがあった。
レクチャーの詳細は別紙のとおり。

3 ワークショップの進め方

検討項目7「議会の役割の責務」についての牛山教授のレクチャー、事前配布資料「わたしたちの新宿区議会」などを参考にしながら検討を行うことなど、ワークショップの手順が説明された。
説明の詳細は別紙のとおり。

4 ワークショップ

ワークショップの進め方についての説明の後、検討項目7「議会の役割の責務」について、個人ワークを行った後、個人ワークをもとにグループワークを行い、班ごとの「ワークショップのまとめ」シートを完成させた。

5 検討連絡会議 区民代表委員の選出

区民代表委員の選任方法について説明があった。

- ・ 挙手によって他薦を行う。公募委員の中から推薦する。推薦は1人につき1名までとする。既に推薦された委員と重複しないように推薦する。出席委員からの推薦の後、欠席委員からの書面による推薦を事務局が報告する(推薦が重複しないように)。
- ・ 推薦された公募委員の中から、「区民代表委員の役割」を承諾できる1名を選出する。
- ・ 推薦された委員によって区民代表委員の選出協議を行い、結果について区民検討会議の承認を得る。

挙手による他薦を行った。また、欠席委員からの書面による他薦が事務局から報告された。

推薦された委員は以下の通り。

大友委員、今井委員、犬竹委員、中村委員、渡辺委員(他薦順)

事務局より、推薦された委員のうち欠席している渡辺委員から、推薦を受けた場合にそれを予め承諾する書面が提出されていないことが報告された。選出協議は、渡辺委員を除く、4名で行われることとなった。

休憩:休憩中、区民代表委員の選出協議

推薦された委員によって、区民代表委員の選出協議を行った。

6 区民代表委員の選出結果報告

選出協議の結果、大友委員が選出され、区民検討会議の承認を得て、区民代表委員となった。【決定】

以上

第41回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	41回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	×
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			22

牛山先生レクチャー

牛山教授 議会の項目を検討するにあたり、何を検討するかを踏まえてお話しします。事前配布資料の「わたしたちの区議会」と前回使用した資料「地方自治の仕組み(抜粋)」をご覧ください。議会は民主主義がスタートしたときから民意を政治に反映させるものとして、大きな役割を果たしてきました。国も自治体も議会の軸にしながら民意を政治行政に反映させてきました。言うまでもなく、自治体議会は国とは異なる制度になっています。国では、皆さんが選んだ国会議員で多数派を形成したところが内閣を組織して政府をつくります。よって議会の多数派と政府の勢力は一致します。そのような意味で、議院内閣制は機関協調型です。議会の多数派の意見と内閣の意見が一致するので、ある程度安定して政策が実行されます。それに対して、自治体議会は、一種の大統領制です。新宿区で言うと、住民が直接区長を選出し、別に議会の議員を選出します。いずれも直接公選によることが日本国憲法で定められています。国の制度と比べて大きく異なっているのは、機関対立型であることです。当然、議会の多数派と区長が同じ政治勢力に属することはありえます。ここでは、首長が議会と対立することもしばしば起こります。なぜそのようなことが起きるかという、区長を住民が直接選出するからです。

首長は大きな権力、行政組織、情報、資金をもちます。議会が行政をチェックしなければならず、機関対立型になっています。本来、議会に期待されている機能は、大きく分けると、行政に対するチェックと条例をつくることでしょう。条例は最終的に議会が議決をしないと成立しません。そして、議会が自治立法機構としてあることが重要になってきました。かつては、議員が発議する場合の要件も非常に厳しく、戦後もあまり自治立法は進みませんでした。合併で、自治体の規模が大きくなっているのに、議会が民意を適切に反映しているかどうかという問題もあり、住民投票も起き、議会に対する批判も出てきました。ある自治体では、首長から議員の数と報酬を半減するという条例が提案され、議会に否決されたところもあります。大事なことは機関対立型の二元代表制が憲法で定められているので、議会を弱くすると、チェック機能がおちるということです。また、議会の議員がボランティアで良いという意見については、議院内閣制が前提でなければ難しいと思います。ヨーロッパやアメリカでは、議員はボランティアであることが多いです。しかし、それは議院内閣制だからボランティアであろうとなかろうと、議会が首長をクビにできます。その点が日本とは大きく異なります。

事前配布資料の「わたしたちの区議会」のP3に区議会の仕事についてかかれています。実際には法律で決められていて、これしか議会はできませんということがいわれます。しかし、今後は、議会については自由度が高められるような改革が進められていると言って良いと思います。そのような中で、二元代表制を基本にしている議会や議員の活動についての今後のあるべき姿をどのように考えていくかを考える必要があります。議会改革については各地で進められており、住民の皆さんの批判にこたえていくための仕組みが考えられています。新宿区でも議論されていると伺っています。各地で議会基本条例がつくられ、情報公開や政務調査費の扱い、議会の会派についてなどが議論されています。皆さんが、自治基本条例にどのように規定していくのかという問題があります。あまり細かく規定していこうとすると、際限なくなり

ますね。当然、議会側の考えも重要ですが、ここでは、議会、議員のあるべき姿や議会運営の注意してほしい点などについて住民の意見を出していくと良いと思います。あまり細かいことをだしていくと際限がないので、そのことを意識してグループワークで意見を出してほしいと思います。議会については地方自治法が細かく規定しすぎていると私は思います。住民代表なのですから、より自由な議会であるべきだと思います。これまでの議会改革で言われていることとしては、土日夜間の開催やサラリーマン・女性が議員になりやすい仕組みなどが議論されています。そのようなことを参考に皆さんが議論して意見を出してください。議員の方々も意見があると思うので、検討連絡会議でつき合わせて、どこまで書いていくかも検討してください。

ワークショップの進め方の説明

ファシリテーター 本日の目的は、各班でまとめた内容について【資料3】第41回ワークショップまとめのシートに記載し、各班ごとにシートを完成させることです。これを基に次回、第42回新宿区区民検討会議では全体討議を行います。

本日使用する資料は、【資料3】第41回ワークショップまとめ(A4,A3サイズ)、事前配布資料「わたしたちの区議会」、前回使用した資料「地方自治の仕組み(抜粋)」です。

ワークショップの進行方法を説明します。まず個人ワークを10分程度行います。そして、付箋紙に検討項目7「議会の役割と責務」について、条例に盛り込むべき事項を記入します。付箋紙に記入するときのお願いとして、付箋紙の記入は、文章形式で1つのセンテンス(体言止めではなく、動詞で終わる)で書いて下さい。記入例としては裏面をご覧ください。グループワークでは、まず書記を1人決めてください。書記の仕事は、【資料3】第41回ワークショップまとめの用紙(A3サイズ)に記入することです。その後、付箋紙に記入した提案を1人1人順番に発表し、類似の意見を分類します。分類した項目ごとに“(小)見出し”を付けてください。そして見出しを見て、大きくまとめて見出しを付けてください。これを仮に(大)見出しとします。【資料3】第41回ワークショップまとめに書くときに、内容の欄には、各班で合意した文章を記入しますので、“(小)見出し”に分類された付箋紙の内容を1つの文章にしてください。例として、【資料4】第40回ワークショップの各班、まとめの4班をご覧ください。そこで合意した文章を【資料3】第41回ワークショップまとめに記載してください。そこまでの作業を20:30までに終わらせてください。

これで、ワークショップの進め方の説明を終わります。

(ワークショップへ)